

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次 公 告

|  |             |   |
|--|-------------|---|
| ○愛知芸術文化センターの指定管理者の指定                           | (文化芸術課)     | 1 |
| ○愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの指定管理者の指定の期間の変更 | (同)         | 1 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出                                 | (商業流通課)     | 2 |
| ○大規模小売店舗の変更の届出                                 | (同)         | 3 |
| ○都市公園区域の変更                                     | (公園緑地課)     | 4 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了                               | (建築指導課)     | 4 |
| ○愛知県がんセンターの特A重油に関する一般競争入札の実施                   | (経営課)       | 5 |
| ○自動制御教育装置に関する一般競争入札の中止                         | (あいちの学び推進課) | 6 |
| ○落札者等の公示                                       | (ICT教育推進課)  | 6 |
| ○土地収用法による収用の裁決手続開始の決定                          | (収用委員会事務局)  | 6 |
| 正 誤  |             |   |
| ○愛知県公報第490号                                    |             | 7 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第11条の規定に基づき、次の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

| 施設 の 名 称   | 指 定 管 理 者 と な る 団 体                | 指 定 の 期 間                  |
|------------|------------------------------------|----------------------------|
| 愛知芸術文化センター | 株式会社愛知芸術文化センター<br>名古屋市中区三の丸一丁目6番1号 | 令和8年4月1日から<br>令和24年3月31日まで |

次の指定管理者の指定について、次のとおり指定の期間を変更した。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章



| 施設の名 称                         | 指 定 管 理 者                            | 指 定 の 期 間              |                       |
|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------|-----------------------|
|                                |                                      | 変 更 前                  | 変 更 後                 |
| 愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センター | 公益財団法人愛知県文化振興事業団<br>名古屋市東区東桜一丁目13番2号 | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで | 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで |

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社バロー  
岐阜県多治見市大針町661番地の1  
代表取締役 森 克幸
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)バロー大府北山店  
大府北山特定土地区画整理事業36街区1番ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年10月27日
- 4 大規模小売店舗の概要

| 届 出 事 項       |                            | 概 要               |                                   |
|---------------|----------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 小売業を行う者       | 氏名又は名称                     | 株式会社バロー           |                                   |
|               | 代表者の氏名                     | 代表取締役 森 克幸        |                                   |
|               | 住所                         | 岐阜県多治見市大針町661番地の1 |                                   |
|               | その他小売業を行う者                 | なし                |                                   |
| 店舗面積の合計       |                            | 2,227㎡            |                                   |
| 施設の配置に関する事項   | 駐車場                        | 位置                | 縦覧による                             |
|               |                            | 収容台数              | 93台                               |
|               | 駐輪場                        | 位置                | 縦覧による                             |
|               |                            | 収容台数              | 113台                              |
|               | 荷さばき施設                     | 位置                | 縦覧による                             |
|               |                            | 面積                | 260㎡                              |
|               | 廃棄物等の保管施設                  | 位置                | 縦覧による                             |
|               |                            | 容量                | 50.4㎡                             |
| 施設の運営方法に関する事項 | 小売業を行う者の開店時刻               |                   | 午前9時                              |
|               | 小売業を行う者の閉店時刻               |                   | 午後9時30分                           |
|               | 来客が駐車場を利用することができる時間帯       |                   | 午前8時30分から午後10時まで                  |
|               | 駐車場の自動車の出入口                | 数                 | 2箇所                               |
|               |                            | 位置                | 縦覧による                             |
|               | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |                   | 24時間（一部午前4時から午前8時、午後10時から翌午前0時まで） |

- 5 届出の日  
令和8年2月26日

- 6 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和8年3月31日（火）から令和8年7月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年7月31日（金）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
コストコホールセールジャパン株式会社  
千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）  
代表取締役 ケリー・ライアン・ハント
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コストコホールセール中部空港倉庫店  
常滑市りんくう町一丁目25-14ほか2筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日  
令和7年12月1日
- 4 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

| 届出事項                      | 変更前                       | 変更後                |
|---------------------------|---------------------------|--------------------|
| 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者    |                           |                    |
| 氏名又は名称                    | コストコホールセールジャパン株式会社        | 変更前に同じ             |
| 代表者の氏名                    | 代表取締役 ケン・テリオ              | 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント |
| 住所                        | 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） | 変更前に同じ             |
| その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者 | なし                        | 同                  |
| 小売業を行う者                   |                           |                    |
| 氏名又は名称                    | コストコホールセールジャパン株式会社        | 同                  |
| 代表者の氏名                    | 代表取締役 ケン・テリオ              | 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント |
| 住所                        | 千葉県木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） | 変更前に同じ             |
| その他小売業を行う者                | なし                        | 同                  |

- 5 大規模小売店舗の変更の理由  
建物設置者及び小売業者の代表者の変更のため。
- 6 届出の日  
令和8年3月4日
- 7 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和8年3月31日（火）から令和8年7月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年7月31日（金）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社紅双  
一宮市新生三丁目6番28号  
代表取締役 加藤 栄次
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
カネスエ瀬部店  
一宮市大字瀬部字流36番地20
- 3 大規模小売店舗の変更の日  
縦覧による。
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

| 届出事項          |                            | 変更前              | 変更後                   |
|---------------|----------------------------|------------------|-----------------------|
| 施設の配置に関する事項   | 廃棄物等の保管施設位置                | 縦覧による            | 縦覧による                 |
|               | 容量                         | 18m <sup>3</sup> | 19.15m <sup>3</sup>   |
| 施設の運営方法に関する事項 | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | 午前6時から午後10時まで    | 24時間（一部午前6時から午後10時まで） |

- 5 大規模小売店舗の変更の理由  
施設配置及び営業計画変更のため。
- 6 届出の日  
令和8年2月26日
- 7 届出等の縦覧場所  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和8年3月31日（火）から令和8年7月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先  
令和8年7月31日（金）  
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

令和8年4月1日から都市公園の区域を次のように変更する。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

| 名称     | 位置                         | 区域        |
|--------|----------------------------|-----------|
| 尾張広域緑道 | 春日井市、犬山市、小牧市並びに丹羽郡大口町及び扶桑町 | 別紙図面のとおりに |

（「別紙図面」は、省略し、愛知県都市・交通局都市基盤部公園緑地課及び愛知県尾張建設事務所に備えて一般の縦覧に供する。）

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号          | 許可年月日        | 開発許可を受けた者の氏名              | 開発許可を受けた者の住所 | 開発区域に含まれる地域の名称 |
|---------------|--------------|---------------------------|--------------|----------------|
| 7尾建<br>96-89  | 令和<br>7.9.17 | 株式会社エサキホーム<br>代表取締役 江寄 豪治 | 一宮市東出町7-1    | 弥富市佐古木七丁目20-1  |
| 7尾建<br>96-122 | 7.11.11      | 株式会社エサキホーム<br>代表取締役 江寄 豪治 | 一宮市東出町7-1    | 清須市清洲屋敷2641-3  |

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年3月31日

愛知県病院事業管理者  
病院事業庁長 丹羽 康正

## 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称、数量及び契約方法  
特A重油 56,000リットル（予定）、単価契約
- (2) 調達案件の特質等  
硫黄分（質量パーセント）0.1以下とします（詳細は、入札説明書によります。）。
- (3) 納入期間  
令和8年5月14日（木）から令和8年6月30日（火）まで
- (4) 納入場所  
愛知県がんセンター（名古屋市千種区鹿子殿1-1）
- (5) 今後の納入予定数量及び入札公告予定時期  
愛知県がんセンター 特A重油 112,000リットル（予定）  
令和8年5月頃
- (6) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 入札金額は、1リットル当たりの単価を小数点第2位まで記載してください。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）「01. 物品の製造・販売」のうち「23. 燃料」に登録されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき、病院事業庁長が定める資格（事業所の所在地に関する必要な資格を除く。）を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法  
令和8年3月31日（火）から令和8年4月23日（木）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。  
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>  
なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。
- (2) 入札期間  
令和8年5月11日（月）午前9時から令和8年5月12日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和8年5月13日（水） 午前10時  
愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ
- (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県がんセンター運用部管理課予算・調達グループ  
名古屋市千種区鹿子殿1-1（郵便番号464-8681）  
電話（052）762-6111 内線2234

#### 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、契約希望単価に数量を乗じて得た見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。）第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効  
財務規程第142条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項  
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和8年3月31日（火）午前9時から令和8年4月23日（木）午後5時までの間に、電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。  
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) その他  
ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。  
イ 詳細は、入札説明書によります。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: 56,000 liters of fuel oil for Aichi Cancer Center
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., May 11, 2026 - 5:00 p.m., May 12, 2026
- (3) Contact point for the notice: Budget and Procurement Group, General Affairs Division, Administration Office, Aichi Cancer Center  
1-1 Kanokoden, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8681 Japan  
Tel. 052-762-6111 Ext. 2234

令和8年3月13日愛知県公報第689別冊1号で公告した自動制御教育装置に関する一般競争入札を中止します。

令和8年3月31日

愛知県教育委員会教育長 川原 馨

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和8年3月31日

愛知県知事 大村 秀章

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県教育委員会事務局教育部ICT教育推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

[掲載順序]

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手續 ⑥入札公告を行った日

①学習者用コンピュータ及び関連機器 一式 ②令和8年1月8日 ③東京都港区港南二丁目15番3号 N E C キャピタルソリューション株式会社 ④248,789,508円 ⑤一般競争入札 ⑥令和7年12月19日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定に基づき、次のように収用の裁決手續の開始を決

定した。

令和8年3月31日

愛知県収用委員会

- 1 起業者の名称  
蒲郡市
- 2 事業の種類  
東三河都市計画道路3・5・50号蒲郡環状線新設工事（市道国京宮間2号線）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

| 所 在           | 地 番 | 地 目 |     | 地積 (㎡) |        | 収用しようとする<br>土地の面積 (㎡)       | 使用しようとする<br>土地の面積 (㎡)      |
|---------------|-----|-----|-----|--------|--------|-----------------------------|----------------------------|
|               |     | 公 簿 | 現 況 | 公 簿    | 実 測    |                             |                            |
| 蒲郡市神ノ郷町<br>横枕 | 4番  | 田   | 畑   | 737    | 820.16 | 238.11<br>(別図の4(B<br>1)の部分) | 63.31<br>(別図の4(B<br>2)の部分) |

備考 別図は、省略する。

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
杉浦 健弘  
蒲郡市神ノ郷町東門前30番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
  - (1) 中部電力パワーグリッド株式会社  
名古屋市東区東新町1番地  
使用借権
  - (2) 中部テレコミュニケーション株式会社  
名古屋市中区錦一丁目10番1号  
土地に関する所有権以外の権利の存否不明。ただし、権利が存する場合は使用借権
- 6 裁決手続開始決定年月日  
令和8年3月26日

**正 誤**

令和6年3月29日第490号79ページ中「愛知県知事  
愛知県何局長」は「愛知県知事  
愛知県何局長」の誤り。

